右の者に対する昭和二五年(あ)第三五一九号横領、銃砲等所持禁止令違反被告 事件について昭和二六年七月一〇日当裁判所がした決定に対し、被告人並びに弁護 人倉金熊次郎から判決訂正の申立があつたが、申立人等は何等その理由を示してい ないから、刑訴四一七条により裁判官意見の一致により次のとおり決定する。

主

本件申立を棄却する。

昭和二六年九月一一日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官 長谷川 太一郎

裁判官 井 上 登

裁判官 島 保